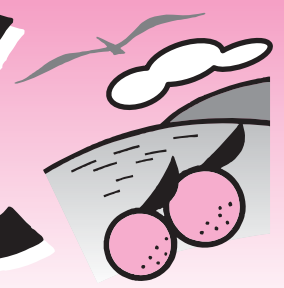


えひめのくらし

愛媛県 No.142 平成20年9月号



多重債務は解決できます!
サラ金やクレジットの借金でお困りの方
“一人で悩まず、まずは相談を”

相談内容は、秘密厳守します

現在、多重債務者は全国で約100万人を超るとも言われており、県消費生活センターに寄せられる相談件数も毎年増加傾向にあります。

19年度は、全相談件数のうち、フリーローン・サラ金に関する相談は、859件で、不当・架空請求に次いで多くなっています。

愛媛県では、行政機関や県弁護士会、県司法書士会などの関係機関で構成する「愛媛県多重債務者対策連絡協議会」を設置し、全県的にこの問題に取り組んでいます。また、多重債務に関する相談体制を充実させ、多重債務者の支援を図っているところです。

多重債務となった場合の債務整理の方法をまとめてみました。具体的な手続きについては、まず消費生活センターまたはお住まいの市町相談窓口へご相談下さい。

◆多重債務の整理方法

整理方法	概要	適している場合	主なメリット (○)・デメリット (●)
任意整理	裁判所を利用せず、当事者の話し合いで返済方法を和解する方法	借金総額が比較的少額な場合 引き直し計算で借金の減額が見込まれる場合	○ 柔軟な返済計画を組むことが可能 ○ 引き直し計算により、借金の減額が可能 ● 任意の話し合いのため強制力がない ● ブラックリストに登録される恐れがある
特定調停	裁判所が当事者間の利害関係を調整する方法	借金をしている業者の数が少ない場合 引き直し計算で借金の減額が見込まれる場合	○ 公正な結論が期待できる ○ 費用が安い ● すべての業者の同意を得る必要がある ● 返済が滞ると給料等の差し押さえがある
個人版民事再生	裁判所が認可した再生計画に基づき、債務を返済する方法	借金をしている業者の数が多の場合 定期的な収入を得ている場合 住宅ローンがあり、住宅を手放したくない場合	○ 話し合いによる解決が困難な場合でも債務整理が可能 ● 利用できる者が限られる ● 費用と時間がかかる
自己破産	裁判所を通じて債務の返済を免責してもらう方法	返済の見込みがない場合	○ 免責が許可されれば、早期に借金から解放される ● 最低限の生活資材を除き、財産を失う ● 官報に氏名・住所が記載される

《多重債務者向けの無料相談会のお知らせ》

	地区	会場	相談日	時間	予約先
第1回	東予	愛媛県東予地方局 今治庁舎	9月11日(木)	10:00 ~ 16:00	東予地方局総務県民課 0897-56-1300(内線208)
	中予	愛媛県女性 総合センター	9月10日(水) 9月16日(火)		愛媛県消費生活センター 089-926-2603
	南予	愛媛県南予地方局 宇和島庁舎	9月12日(金)		南予地方局総務県民課 0895-22-5211(内線208)
第2回	東予	新居浜ウイメンズ プラザ	12月12日(金)		東予地方局総務県民課 0897-56-1300(内線208)
	中予	愛媛県女性 総合センター	12月10日(水) 12月15日(月)		愛媛県消費生活センター 089-926-2603
	南予	大洲市総合 福祉センター	12月11日(木)		南予地方局総務県民課 0895-22-5211(内線208)

※相談は、事前予約が必要です。ご希望の会場の予約先にお問合せ下さい。

《消費生活講座(県と愛媛大学との連携講座)受講生募集!》

愛媛県では、自ら情報を集め、選択し、行動できる「自立した消費者」を育成するため、消費生活に必要な法律、経済の知識等を専門的・体系的に習得する講座を開設します。

この講座は、愛媛大学のご協力により、**法文学部の後期授業に一般県民が聴講生として参加し、大学生と共に受講いただく講座です。**受講を希望する方は、次によりお申し込み下さい。(受講料無料)

場 所

◎愛媛大学 法文学部講義棟4階 大講義室
(松山市文京町3番)

参加対象

◎消費者問題に関心のある方で、10回以上受講可能な方(定員:50名)

講義日時等

- ◎平成20年10月2日(木)開講
平成21年2月5日(木)までの全15回
(年末・年始等除く)
- ◎時間 14:40~16:10(第4時限目)
- ◎内容 消費者問題と政策の変容、経済の仕組み、金融商品の知識、消費者取引の法律など

お申込み受付期限

◎平成20年9月24日(水)まで(定員に達していない場合は、9月末まで受け付けます)

お問い合わせ・お申込み受付先

◎電話、FAX、E-mailにて、住所、氏名、電話番号、年齢を県庁県民生活課までお知らせください。

T E L : 089-912-2337

F A X : 089-921-0631

E-mail : kenminseikatsu@pref.ehime.jp

発行：愛媛県県民環境部管理局県民生活課
(〒790-8570 松山市一番町4丁目4番地2) 089-921-0631 (FAX兼用)
愛媛県消費生活センター
(〒791-8014 松山市山越町450番地) 089-926-2603 (事務室)
089-946-5539 (FAX)
089-925-3700 (相談専用)